

開催日	場所	内容
26日	市民総合センター	1階 ○大腸がんクイズコーナー ○歯周病検診啓発ビラ等の配布 ○食育の啓発 ○親子でハーバリウムづくり体験 【申】生涯学習課 公民館係 ☎ 0739-26-4925 ○和歯歯クイズラリー ○松ぼっくりでクリスマスツリー作り ○『親子でチャレンジ「レストランごっこ」』 【申】健康増進課 ☎ 0739-26-4901
		2階 ○公民館サークル発表 【申】生涯学習課 公民館係 ☎ 0739-26-4925 ○環境を考える市民の集い ○世界の国々を見てみよう！アゼルバイジャンとカナダの紹介 【申】生涯学習課 ☎ 0739-26-4908 ○田辺市市民活動センター活動紹介と登録団体による発表
	たなべる	1階 ○スライド劇場 【申】市立図書館 ☎ 0739-22-0697
		2階 ○カミンズタイム～おりがみのじかん～ 【申】市立図書館 ☎ 0739-22-0697
	南方熊楠顕彰館	○南方熊楠翁没後 80 周年事業 田辺市生涯学習フェスティバル特別公開
	本宮地域	○古道ウォーク（熊野本宮大社～伏拝王子～大斎原） 【申】スポーツ振興課 ☎ 0739-25-2531
27日	市民総合センター	1階 ○ゼロカーボンフェア～地球温暖化について考えよう～ 【申】環境課 ☎ 0739-26-9927
		2階 ○田辺市青少年少女発明クラブ公開講座 「光電池で動くおもちゃを作ろう！」 【申】生涯学習課 ☎ 0739-26-4908 ○映画鑑賞会「おいしい家族」（詳細は 13 ページ） 【申】男女共同参画推進室 ☎ 0739-26-4936 ○のぞいてみよう！ボーイスカウト活動
		4階 ○男女共同参画図書特設コーナー ○女性電話相談（専用 ☎ 0739-26-4919）
		屋外 ○クルマで給電体験



11月は「田辺市学び月間」、11月第4㊥は「田辺市学びの日」

生涯学習フェスティバルを開催します

田辺市学び月間（11月）を記念して、生涯学習に係る各種事業を実施することで市民に学習機会を提供し、また、市内において実施されるその他の生涯学習に係る事業を広く市民に知らせることにより、市民の学習意欲の増進を図り、もって市の生涯学習の一層の振興に資することを目的として開催します。

日時 11月26日㊥～27日㊦ 10時～16時

場 市民総合センターほか

☎生涯学習課 生涯学習推進係（市民総合センター3階）

☎0739（26）4908

※【申】のあるものについては、11月7日㊦以降に各申込み先へ事前にお申し込みください。

開催日	場所	内容
26～27日	市民総合センター	1階 ○SDGs スタンプラリー ○田辺工業高校 作品展示 ○狂犬病予防・動物愛護の啓発 ○薬物乱用防止、臓器移植、骨髄バンク、献血、ジェネリック医薬品啓発 ○浄化槽の仕組み等のパネル展示 ○人権の花運動 写真コンテストパネル展示 人権カレンダーの配付（200部限定） ○花団体の活動写真を展示及び花苗、球根等の販売 ○第61回全日本花いっぱい田辺大会啓発ブース 大会に向けたガーデニング体験 【申】管理課 ☎ 0739-26-9966 ○稲成学童保育所作品展示 ○たばこのパネル展 ○浄化槽管理者講習会 【申】環境課 ☎ 0739-26-9927 ○リサイクル展 ※リサイクル品抽選会は2階「交流ホール」で27日12時30分～
		2階 ○市立幼稚園絵画作品展 ○市立保育所・NPO法人保育園年長児の絵画展示 ○幼稚園、小・中学校における学社融合の取組紹介（展示） ○吉野熊野国立公園（よしくま）の紹介 ○広報たなべの歴史とLINEの活用紹介 ○田辺保護司会活動紹介
		4階 ○神島高校写真部 写真展 ○「わたしの町のたからもの」絵画展&チャリティバザー
		屋外 ○マイナンバーカード出張申請サポート ○消防体験
		会津公園 ○SL C577号（さよなら南紀号）一般開放
	たなべる	2階 ○熊野道を旅する～齋藤彌惣兵衛の巡礼旅～



任期満了に伴う和歌山県知事選挙が執行されます。告示日は11月10日㊦です。

11月27日㊦は和歌山県知事選挙です

■投票できる方

◇平成16年11月28日までに生まれた日本国民で、選挙当日選挙人名簿に登録されていて欠格事項（公民権停止）に該当しない方

◇令和4年8月10日以降に県内の他市町村から本市へ転入した方は、本市では投票できませんので、転入前の住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください（県外から転入した方は投票できません）。
◇令和4年7月27日以降に県内の他市町村へ転出し、本市の選挙人名簿に登録されている方（この場合、市町村長が発行する「引き続き県内に住所があることの証明書」の提示等の方法により、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。）

◇令和4年11月3日以降に市内間で転居の届出をした方は、前の住所地の投票所での投票となります

【投票日に投票所に行けない方のための制度】

■期日前投票

投票日当日に投票できない見込みの方は、当制度をご利用ください。「宣誓書」に理由等を記入していただいた後、投票ができます。

㊦11月11日㊦～26日㊦

㊦8時30分～20時

㊦本庁舎・各行政局

㊦投票所入場券（なくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票ができます。）

■不在者投票

滞在先の市区町村の選挙管理委員会又は指定病院・施設で投票できます。請求方法等詳しくは、病院・施設又は下記へお問い合わせください。

㊦◇出張や学業、用務で他市区町村へ長期間滞在

ます（投票所入場券の投票所欄をご覧ください。）。

■投票所入場券 投票所入場券（3名連記）は、告示日頃に各世帯へ郵送します。

■代理投票・点字投票 心身の障害などにより字が書けない方は代理投票、目の不自由な方は点字で投票することができます。

■選挙公報の配布方法の変更

旧田辺市内の選挙公報の配布方法が新聞折り込みによる配布に変更になります。折り込む新聞は紀伊民報・朝日・毎日・読売・産経の5紙です。また、各公民館等市施設にも備え付けますのでご利用ください。

新聞を購読していない世帯で配布を希望される場合は、ご自宅に郵送（無料）しますので下記までご連絡ください。一度申し込みされますと継続して郵送します。

している方

◇指定病院・施設に入院・入所しており不在者投票事由に該当する方

■郵便等による不在者投票

自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

㊦下表に該当する方

㊦事前に「郵便等投票証明書」を下記まで申請し、11月23日㊦の17時までに投票用紙等を下記まで請求してください。

また、下表に該当する方で、上肢又は視覚の障害の程度が1級の方は、郵便等による不在者投票においても代理記載人が投票用紙等に記載を行う「代理記載制度」があります。この制度を希望される方は、下記に届出が必要です。

■郵便等による不在者投票ができる方

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級
	心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級又は3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	内臓機能	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

㊦選挙管理委員会事務局（本庁舎別館2階）
☎0739（26）9945

田辺湾の魅力の一つにつなぐ

田辺 ONE 未来デザイン 検討懇話会委員及びアイデアを募集！

市では、田辺湾岸エリアに所在する現庁舎跡地や扇ヶ浜をはじめ、紀南文化会館といった文化施設、神島や鳥の巣、天神崎といった魅力ある自然資源に加え、JR紀伊田辺駅周辺や三偉人ゆかりの地などの中心市街地を含めた一体的な価値向上と流入者増を視野に入れた、未来に向けたまちづくりの将来構想『田辺 ONE 未来デザイン』を策定します。



【検討懇話会委員の募集】

幅広いご意見をお寄せいただくため、検討懇話会委員を募集します。

■応募資格 市内に在住の方又は通勤・通学する満18歳（令和4年11月1日現在）以上で、国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

■募集人数 4人

■任期 委嘱の日～構想の検討が終了する日（令和4年度内を予定）

㊦11月15日㊦[必着]までに、所定の応募用紙に、応募する理由や動機を記入するとともに、「あなたが考える田辺湾岸エリアのまちづくりのアイデア」をテーマに、2,000字以内の小論文を添えて、郵送又は下記申込みフォームからお申し込みいただくか、企画広報課へ直接お持ちください。

☐ <https://logoform.jp/f/suHB4>



なお、小論文の参考資料として、図や表、写真等の資料を添付する場合は5枚までとしてください。応募用紙はホームページから取得いただくか、企画広報課へお問い合わせください。

■選考方法 選考委員会を設けて選考し、結果は文書にてお知らせします。

■その他 選任されると、田辺市の非常勤特別職となります。また、懇話会は平日の昼間に開催することもあります。

【アイデアの募集】

市内外の皆さんから幅広いご意見をお寄せいただき、より良い構想づくりを進めていくために、事業構想に関するアイデアを募集します。

■応募資格 どなたでもご応募できます。

■応募方法 11月30日㊦[必着]までに、所定の応募用紙に、「あなたが考える田辺湾岸エリアのまちづくりのアイデア」をご記入の上、郵送又は下記応募フォームからご応募いただくか、企画広報課へ直接お持ちください。

☐ <https://logoform.jp/f/xBvg0>



なお、参考資料として、図や表、写真等の資料を添付する場合は5枚までとしてください。応募用紙はホームページから取得いただくか、企画広報課へお問い合わせください。

■アイデアの活用方法

いただいたアイデア等については、田辺 ONE 未来デザイン検討懇話会等に報告し、構想策定の参考意見とさせていただきます。

※「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は報告いたしません。

㊦企画広報課 企画調整係（本庁舎3階）

〒646-8545 新屋敷町1

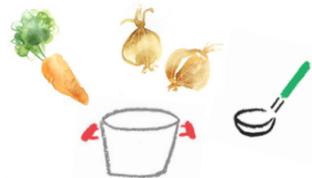
☎0739（26）9963

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/index.html>



男女共同参画連絡会企画

映画鑑賞会「おいしい家族」



11月27日⑩

13時30分～15時15分(上映時間95分)

※生涯学習フェスティバル内で開催します。

場市民総合センター2階「交流ホール」

銀座で働く橙花は、夫と別居中。仕事もうまくいかず都会での生活に疲れ気味。ちょうど母の三回忌を迎え、船にゆられて故郷の離島へ帰ってきた。すると、実家では父が、亡き妻の服を着ておいしいご飯を作って待っていた！

30名[先着]

11月7日⑩～25日⑤に、下記へ電話又はメールで住所・氏名・電話番号をご連絡いただくか、ホームページからお申し込みください。

男女共同参画センター(市民総合センター4階)

0739 (26) 4936

danjo@city.tanabe.lg.jp

https://www.city.tanabe.lg.jp/danjo/kouza2.html



男女共同参画推進員企画

パネルディスカッション

「となりの女の田辺ぐらし～みんなで元気になるために～」

全ての人自分らしく生きるためのジェンダー平等は進んだでしょうか。田辺で暮らしている3人の女性の話を聞いて、身近なことについて一緒に考えてみませんか。

12月3日⑩ 13時30分～15時30分

場市民総合センター4階「交流ホール」

コーディネーター 須本 起代子 さん

パネラー 栗栖 恵 さん、高橋 恵美 さん、花村 あゆみ さん(地域活動や子育て、自営業にいそしみながら生き生きと暮らしている女性の方たちです。)

30名[先着]

11月7日⑩～30日⑤に、下記へ電話又はメールで住所・氏名・電話番号をご連絡いただくか、ホームページからお申し込みください。

■一時保育 無料。対象は小学3年生までで先着10名。締切は11月22日⑩まで。

男女共同参画センター(市民総合センター4階)

0739 (26) 4936

danjo@city.tanabe.lg.jp

https://www.city.tanabe.lg.jp/danjo/kouza2.html



市公式LINEアカウントからもアクセス可能!

空き家で困りごとはありませんか

空き家通報システムの運用開始

空き家に関する相談を受け付けるオンラインサービスを開始しました。近隣等の空き家に対する困りごとがある方や空き家所有者・相続予定者としての悩みを抱えている方など、是非ご利用ください。

■利用方法

下記二次元コードよりご相談フォームにアクセスし、入力をお願いします。

https://logoform.jp/f/tKRVA



■運用について

◇市への通報・ご相談はいつでも可能!

受信確認は開庁日の8時30分～17時15分に行います。

◇緊急を要する場合は直接ご連絡ください!

・平日8時30分～17時15分:建築課(下記参照)

・それ以外の時間帯:0739-22-5300(代)

場建築課 調査計画係(社会福祉センター1階)

0739 (26) 9935



あなたは大丈夫ですか?

配偶者や恋人・パートナーからの暴力(DV)は重大な人権侵害です



11月12日⑩～25日⑤は、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。DV、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

暴力の要因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的な問題も大きく関係しています。

男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことです。

【殴る・蹴るだけが暴力ではありません】

「暴力」といっても様々な形態が存在します。また、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

◇身体的なもの

殴ったり蹴ったりする、物を投げつけるなど

◇精神的なもの

心ない言動等により相手の心を傷つける、大声で怒鳴る、交友関係を制限したり電話やメールを細かくチェックする、生活費を渡さない、脅すなど

◇性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど

■デートDVって何?

DVの中でも特に交際相手(恋人)から受ける暴力のことをデートDVと言います。交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要など、相手をコントロールしたり、「自分のモノ」として扱うことは全て暴力です。

【一人で悩まないで】

暴力でお悩みの方は、一人で悩まず、下記へご相談ください。

気軽にご相談ください!

DVに関する主な相談窓口

- ◇緊急の場合は110番
- ◇田辺警察署
0739 (23) 0110
- ◇新宮警察署(本宮行政局管内の方)
0735 (21) 0110
- ◇和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
073 (445) 0793
- ◇西牟婁振興局健康福祉部
0739 (22) 1200(代表)
- ◇DV被害者支援センター(紀南DVセンター)
0739 (24) 3322
- ◇女性電話相談(男女共同参画センター)
0739 (26) 4919(平日9時～12時)
- ◇Cure Time(SNS相談)※内閣府
https://curetime.jp/



©西原理恵子

▲内閣府男女共同参画局 女性に対する暴力をなくす運動の描きおろし漫画